

5 近経第 101 号  
令和 5 年 9 月 5 日

京都府京都市西京区大原野上里鳥見町 8-18

京都土木株式会社  
代表取締役 徳山 正夫 殿

近畿中国森林管理局長

### 指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、令和 5 年 6 月 27 日付けで建設業許可部局（京都府）より、監督処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 5 年 11 月 5 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

### 記

1 指名停止の期間 令和 5 年 9 月 6 日 ～ 令和 5 年 11 月 5 日（2 ヶ月）

2 指名停止の理由

京都土木株式会社は、審査基準日令和 3 年 3 月 31 日の経営事項審査申請において、既に退職した者や資格及び実務経験のない者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。また、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者（京都府及び京都市）が資格審査に用いたため、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当し、同条第 1 項の規定により指示処分の対象となり、令和 5 年 6 月 27 日付けで建設業許可部局（京都府）より、監督処分を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。